

南部町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	20,437人	10,896,266千円	263,394千円	1,801,400千円	16.5%	16.0%

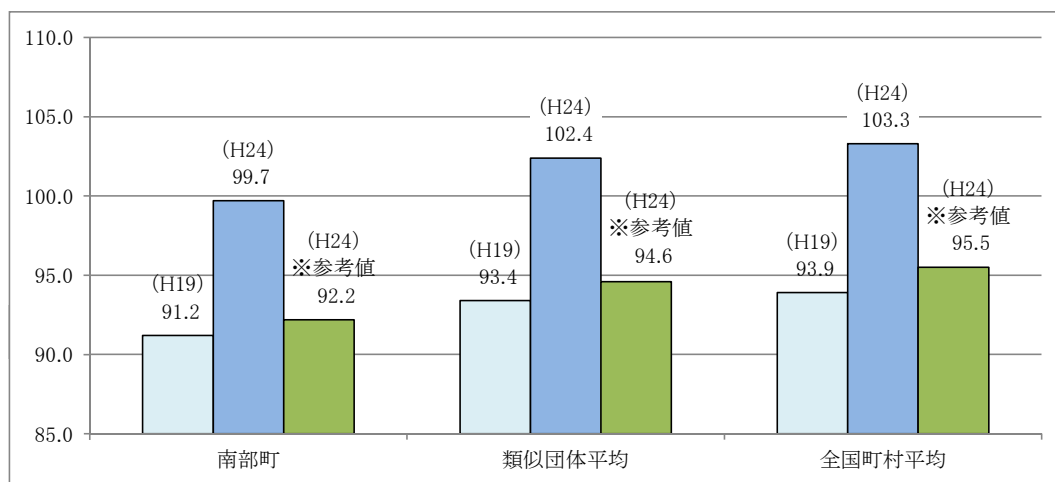
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	202人	787,214千円	99,790千円	275,745千円	1,162,749千円	5,756千円	5,953千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 特になし

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南部町	44.8歳	318,889 円	352,271 円	346,131 円
青森県	43.6歳	339,300 円	410,456 円	372,235 円
国	42.8歳	304,944(329,917) 円	—	372,906(401,789) 円
類似団体	43.9歳	323,274 円	369,901 円	351,716 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南部町	45.9歳	21人	262,286円	303,792円	279,594円	—	—	—	—
うち用務員	48.4歳	5人	279,120円	287,640円	290,027円	用務員	53.5歳	206,600円	1.39
うち介護員	44.5歳	14人	252,729円	305,283円	272,404円	—	—	—	—
青森県	47.4歳	438人	308,500円	345,957円	332,413円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465円 (285,030円)	—	307,506円 (323,181円)	—	—	—	—
類似団体	49.6歳	16人	281,165円	297,493円	290,396円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南部町	—	—	—
うち用務員	4,595,380円	2,861,400円	1.61
うち介護員	4,692,506円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21～23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分	南 部 町	青 森 県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	137,200 円	—
	中学卒	121,600 円	125,400 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

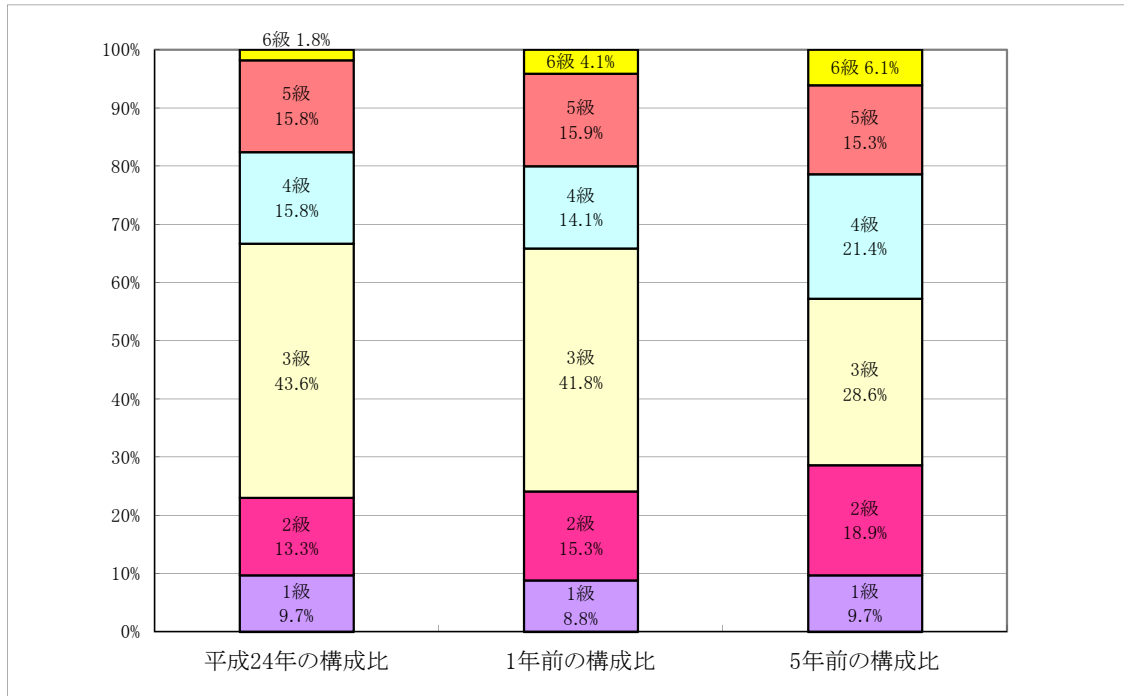
区分	経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満	経験年数20年～25年未満	
一般行政職	大学卒	262,400 円	305,500 円	333,800 円
	高校卒	229,800 円	268,800 円	300,300 円
技能労務職	高校卒	—	—	253,300 円
	中学卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	16人	9.7%
2級	主査	22人	13.3%
3級	班長、総括主査	72人	43.6%
4級	課長補佐、主幹	26人	15.8%
5級	課長、副参事	26人	15.8%
6級	参事	3人	1.8%

- (注) 1 南部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南 部 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,343千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,594千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

南 部 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	0千円	23,445千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 南部町は支給なし

(4) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	55,761千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	733,697円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	23.6%		
手当の種類(手当数)	10種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療業務	月額380,000~625,000円
地域手当	医師	医療業務	月額50,000円
診療補助手当	医療技師	診療補助業務	日額200~300円
危険手当	医療技師・看護師	放射線診療業務・人工透析業務	日額200~350円
夜間看護手当	看護師	深夜の看護業務	日額2,000~6,800円
特殊勤務補助手当	介護福祉士・看護助手	調剤業務・看護業務補助	日額120円
待機手当	医師・医療技師・看護師	医療業務のため待機したとき	日額1,000~4,000円
死体処置手当	看護師・介護福祉士・看護助手	死体処置業務	1体1,000円
介護老人保健施設の特殊勤務手当	医療技師・看護師・介護員	介護業務	月額3,000円
介護老人保健施設の夜間介護手当	看護師・介護員	深夜の介護業務	日額1,500~3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	37,657千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	131千円
支給実績(22年度決算)	19,463千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	66千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者:13,000円 配偶者以外:1人6,500円 満16~22歳の子:1人5,000円加算	同		40,923千円	246,522円
通勤手当	交通機関:運賃相当額(55,000円限度) 自動車:距離に応じて2,000~35,000円	異	四輪自動車使用の場合の距離区分2km区分としている(県に同)	22,259千円	85,613円
住居手当	借家・借間:家賃に応じて算出(27,000円限度)	同		14,506千円	290,117円
管理職手当	課長相当額:23,000~35,000円 医師:80,000~150,000円	異	支給単価	18,168千円	534,353円
寒冷地手当	世帯主区分・扶養親族の有無に応じて、7,360~17,800円	同		20,988千円	66,001円
夜間勤務手当	正規の勤務として午後10時~午前5時に勤務した場合1時間につき1時間当たりの給料額の25%支給	同		4,209千円	120,262円
宿日直手当	一般:4,200円限度 医師:20,000円限度	同		7,889千円	717,209円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	763,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 841,000円/630,400円
	副町長	604,000円	684,000円/542,700円
報 酬	議 長	283,000円	338,000円/281,800円
	副議長	240,000円	291,000円/223,600円
	議 員	225,000円	275,000円/181,000円
期 末 手 当	町 長 副町長	(23年度支給割合) 2.90月分	
	議 長 副議長 議 員	(23年度支給割合) 3.00月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×45.5/100	(1期の手当額) 16,663,920円
	副町長	給料月額×在職月数×26.5/100	7,682,880円
	備 考		(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

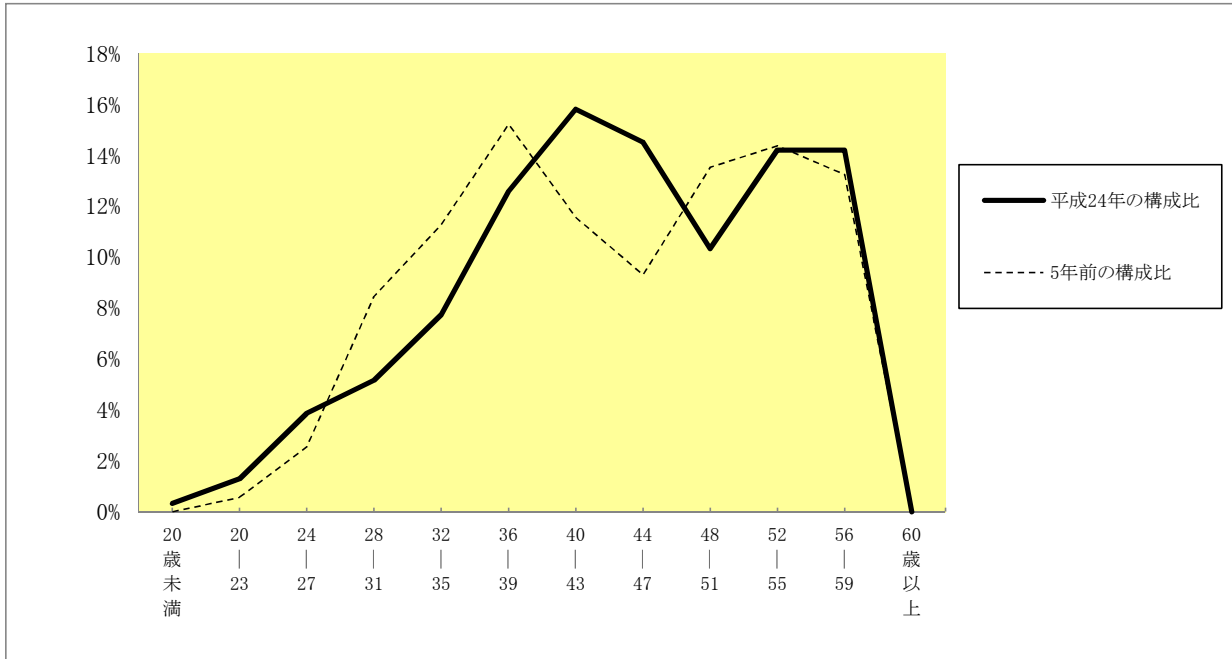
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	50	48	△ 2	退職不補充など
		税 務	20	18	△ 2	業務実施体制の見直しによる減員など
		農林水産	20	20	0	
		商 工	9	8	△ 1	業務実施体制の見直しによる減員
		土 木	8	9	1	課の統廃合による増員
		民 生	42	39	△ 3	業務実施体制の見直しによる減員など
		衛 生	16	14	△ 2	課の統廃合による減員など
	計	168	159	△ 9	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 78.21人)	
		教育部門	34	30	△ 4	臨時職員等の活用による減員など
	消防部門	0	0	0		
	小 計	202	189	△ 13	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.48人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 101.90人)	
公 営 会 計 部 門	病 院	66	67	1	看護業務の充実	
	下水道	3	3	0		
	その他	51	51	0		
	小 計	120	121	1		
合 計		322 〔370〕	310 〔370〕	△ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 151.69人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	12人	16人	24人	39人	49人	45人	32人	44人	44人	0人	310人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		192	185	177	171	168	159	▲33 (▲17.2%)
教育		45	43	42	38	35	31	▲14 (▲31.1%)
消防		0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計		237	228	219	209	203	190	▲47 (▲19.8%)
公営企業等会計計		119	120	124	120	120	121	2 (1.7%)
総合計		356	348	343	329	323	311	▲45 (▲12.6%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。